

## 配 慮 市 長 意 見 書

三友プラントサービス株式会社 横浜 BAY 工場プロジェクトに係る計画段階配慮書に関する横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山中 竹春

事業の実施や環境影響評価手続の実施に当たっては、事業の内容及び地域特性を考慮し、以下に示す事項に十分留意した上で、必要に応じ、配慮の内容や事業計画の見直しを行ってください。

### 1 全般的事項

- (1) 本事業は臨海地区に廃棄物の焼却施設を新設するものであることから、大気汚染物質等の発生抑制や火災・爆発・浸水への対策についてはより積極的な姿勢で取り組んでください。特に、計画地周辺は以前に周辺住民から大気汚染の懸念が出た地域であり環境配慮を求める意識が高いことから、大気汚染対策については周辺環境への影響に十分配慮した計画としてください。
- (2) 配慮事項に対する配慮の内容や検討するとしている事項については、適切に事業計画に反映させてください。
- (3) 当該地域内の企業で組織されている一般社団法人横浜金沢産業連絡協議会ともコミュニケーションを図りながら環境配慮の取組を進めるとともに、今後の事業の進展においては本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。

### 2 配慮指針に掲げられている配慮事項

【配慮指針 別記 事業別の配慮事項「4 廃棄物処理施設の建設」】

- (1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮【配慮事項(1)】  
計画地の道路を挟んだ東側の護岸には、上部に遊歩道が整備される予定であることか

ら、利用する人への環境影響について配慮してください。

**(2) 火災、爆発等の発生防止【配慮事項(13)】**

ア 計画地の東側には護岸があることから、側方流動も考慮した上で液状化の可能性の検証を行い、それを踏まえた対策を検討してください。

イ 地震や浸水時等における廃棄物の漏えい防止については、フェイルセーフの観点も踏まえ、ドラム缶等をはじめとする液体廃棄物を保管する容器、設備、場所に応じた構造及び維持管理方法を検討するとともに、地下の受入ピットに固形物のみを保管するための受入・監視方策を検討するなど、徹底した対策に努めてください。